

## 名古屋市立大学薬学部教授会規程

### (設置)

第1条 名古屋市立大学薬学部（以下「学部」という。）の重要事項を審議するため薬学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 教授会は、学部長並びに学部の教授及び准教授をもって組織する。

### (議事)

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（一部改正 平成27年達第47号）

### (会議)

第4条 教授会は、学部長が招集して、その議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、予め定めた者がその職務を代理する。

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 議事は、特別の定めのある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 学部長が必要と認めるときは、書面その他の方法により教授会の議事を開き議決することができる。
- 4 会議は、非公開とする。

（一部改正 令和2年達第90号）

### (議事録)

第6条 教授会に議事録を備える。

2 前項の議事録及び会議資料は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）の規定に基づく公開請求があった場合は、公開する。ただし、教授会が非公開情報に該当すると認めるときは、非公開とする。

（その他）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

（規程改正）

第8条 この規程は、教授会において出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

#### 附 則

- 1 この規程は、発布の日から施行し平成19年4月1日から適用する。
- 2 名古屋市立大学薬学部教授会規程（昭和37年名古屋市立大学達第10号）は、廃止する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第90号）  
この規程は、発布日の日から施行する。